

○防衛省告示第三百三十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和元年十月三日から施行する。

令和元年九月二十六日

防衛大臣 河野 太郎

一 陸上自衛隊丘珠駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道札幌市東区	丘珠町百六十一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道札幌市東区	丘珠町及び栄町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道札幌市東区	北三十六条東二十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北三十七条東二十一丁目及び二十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北三十八条東二十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及

び二十一丁目、北三十九条東十九丁目から二十一丁目まで、北四十条東十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十九丁目及び二十丁目、北四十一条東十八丁目から二十丁目まで、北四十二条東十八丁目及び十九丁目、北四十三条東十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十九丁目、北四十五条東十九丁目、北四十六条東十九丁目、北四十七条東十八丁目及び十九丁目、北四十八条東十八丁目及び十九丁目、丘珠町（次の図面に示す部分に限る。）並びに栄町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊霞目駐屯地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>宮城県仙台市若 林区</p>	<p>霞目一丁目一番一号</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>宮城県仙台市若 林区</p>	<p>霞目一丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>宮城県仙台市若 林区</p>	<p>遠見塚一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、かすみ町（次の図面に示す部分に限る。）、なないろの里一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、遠見塚東、霞目一丁目及び二丁目、霞目（次の図面に示す部分に限る。）、古城三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、沖野一丁目、二丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに沖野（次の図面に示す部分に限る。）</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊立川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都立川市	緑町五番地
対象防衛関係施設の区域	東京都立川市	緑町及び泉町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設
に係る対象施設周
辺地域

東京都立川市

砂川町一丁目及び二丁目、上砂町一丁目、緑町、泉町並びに富
士見町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

東京都昭島市

もくせいの杜三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊八尾駐屯地

対象防衛関係施設

大阪府八尾市

空港一丁目八十一番地

備考	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	対象防衛関係施設の区域	の所在地
	大阪府八尾市	大阪府八尾市	
	弓削町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、弓削町南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西弓削一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、志紀町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、志紀町の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、田井中一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、空港一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、老原七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに太田新町八丁目（次の図面に示す部分に限る。）	空港一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 陸上自衛隊目達原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	立野七番地
対象防衛関係施設の区域	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	立野（次の図面に示す部分に限る。）
佐賀県三養基郡	大字坊所（次の図面に示す部分に限る。）	

	上峰町	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	吉田及び立野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	佐賀県三養基郡上峰町	大字坊所（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

六 陸上自衛隊健軍駐屯地高遊原分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	熊本県上益城郡 益城町	大字小谷千八百十二番地
対象防衛関係施設 の区域	熊本県上益城郡 益城町	大字小谷（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	熊本県上益城郡 益城町	大字小谷及び大字田原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
熊本県菊池郡菊 陽町	熊本県菊池郡菊 陽町	大字曲手及び大字戸次（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 海上自衛隊大湊航空基地

対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字城ヶ沢（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字城ヶ沢字早崎二番地

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>対象防衛関係施設</p>
<p>青森県むつ市</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p>	<p>大字大湊及び大字城ヶ沢(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>	<p>一 北緯四十一度十四分三十三秒、東経百四十一度八分〇秒の点</p> <p>二 北緯四十一度十四分三十七秒、東経百四十一度八分四十五秒の点</p> <p>三 北緯四十一度十四分二十一秒、東経百四十一度八分五十八秒の点</p> <p>四 北緯四十一度十三分五十七秒、東経百四十一度八分四十五秒の点</p> <p>五 北緯四十一度十三分二十八秒、東経百四十一度八分三秒の点</p> <p>六 北緯四十一度十三分二十八秒、東経百四十一度七分四十八秒の点</p>

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 海上自衛隊八戸航空基地

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市	大字河原木字高館
対象防衛関係施設の区域	青森県八戸市	大字河原木（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	青森県八戸市	大字河原木（次の図面に示す部分に限る。）並びに日計二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 海上自衛隊館山航空基地

対象防衛関係施設の所在地	千葉県館山市	宮城無番地
対象防衛関係施設	千葉県館山市	宮城（次の図面に示す部分に限る。）

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
<p>千葉県館山市</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の部分</p>
<p>大賀、笠名、宮城、沼、富士見及び香（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯三十四度五十八分四十八秒、東経百三十九度四十九分二十一秒の点 二 北緯三十四度五十八分五十五秒、東経百三十九度四十九分九秒の点 三 北緯三十四度五十九分三十七秒、東経百三十九度四十九分三十八秒の点 四 北緯三十四度五十九分三十七秒、東経百三十九度五十分二十九秒の点 五 北緯三十四度五十九分二十四秒、東経百三十九度五十分四十六秒の点 六 北緯三十四度五十九分十秒、東経百三十九度五十分四十一秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 海上自衛隊舞鶴航空基地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	字長浜七百三十一番地二十
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字長浜（次の図面に示す部分に限る。）	

	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域</p> <p>一 北緯三十五度二十九分二十二秒、東経百三十五度二十二分十一秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十九分三十六秒、東経百三十五度二十二分十四秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十九分四十一秒、東経百三十五度二十二分二十九秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十九分三十四秒、東経百三十五度二十三分一秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十九分七秒、東経百三十五度二十二分五十分の点</p> <p>六 北緯三十五度二十九分六秒、東経百三十五度二十二分二十九秒の点</p> <p>七 北緯三十五度二十九分八秒、東経百三十五度二十二分十九秒の点</p> <p>八 北緯三十五度二十九分十三秒、東経百三十五度二十二分十四秒の点</p>	

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 海上自衛隊小松島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	徳島県小松島市	和田島町字洲端四番地三
対象防衛関係施設の区域	徳島県小松島市	和田島町（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>徳島県小松島市</p>	<p>和田島町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十三度五十九分五十六秒、東経百三十四度三十七分四十五秒の点</p> <p>二 北緯三十四度〇分一秒、東経百三十四度三十七分二十三秒の点</p> <p>三 北緯三十四度〇分二十二秒、東経百三十四度三十七分二十秒の点</p> <p>四 北緯三十四度〇分四十秒、東経百三十四度三十七分三十四秒の点</p> <p>五 北緯三十四度〇分三十八秒、東経百三十四度三十七分四十四秒の点</p>	

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 海上自衛隊鹿屋航空基地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県鹿屋市	西原三丁目十一番二号
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県鹿屋市	西原三丁目、新栄町、新生町及び田崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県鹿屋市	西原一丁目から四丁目まで、新生町、新栄町、田崎町、下堀町、野里町、上野町、今坂町及び郷之原町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 航空自衛隊入間基地

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県狭山市	稲荷山二丁目三番地
対象防衛関係施設の区域	埼玉県狭山市	稲荷山二丁目、入間川、大字北入曾及び大字南入曾（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	埼玉県入間市	<p>大字黒須（次の図面に示す部分に限る。）並びに向陽台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県狭山市	<p>入間川（次の図面に示す部分に限る。）、入間川一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、稻荷山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、大字北入曾（次の図面に示す部分に限る。）、大字南入曾（次の図面に示す部分に限る。）並びに鶉ノ木（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	埼玉県入間市	<p>大字黒須、黒須一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東町二丁目、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、河原町（次の図面に示す部分に限る。）、向陽台一丁目及び二丁目並びに大字下藤沢（次の図面に示す部分に限る。）</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 航空自衛隊春日基地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県春日市	対象防衛関係施設の区域	福岡県春日市
対象防衛関係施設の所在地	原町三丁目一番地一	対象防衛関係施設の区域	原町三丁目及び春日公園六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	福岡県福岡市博多区	大字東平尾、大字雀居及び大字下月隈（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県春日市	大字上大利（次の図面に示す部分に限る。） 春日原北町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、春日原南町二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、原町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）部分に限る。）まで、千歳町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、若葉台西一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、若葉台東一丁目、二丁目及び五丁目、光町一丁目から三丁目まで、春日一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日公園五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに平

	田台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
福岡県福岡市博多区	新和町一丁目、光丘町三丁目、大字東平尾、大字雀居、東那珂二丁目、西月隈一丁目及び二丁目並びに大字下月隈（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
福岡県大野城市	大字上大利（次の図面に示す部分に限る。）及び上大利一丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

[